

《共同・合同》事務所届出について

1. 共同事務所・合同事務所の区別

共同事務所 …… 行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合

合同事務所 …… 行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合

2. 共同・合同事務所届出の添付について

- 登録申請者が事務所を共同・合同事務所として使用する場合には、「共同・合同事務所届出」・「使用承諾書」（別紙様式）を申請書に添付する。

3. 記載上の注意

- 申請者の④は変更登録申請書の場合には、職印を押すこと。
* 同一の事務所設置者も職印を押すこと。
- 2の欄には、登録申請者とともに業務を行う者の氏名、その士業名を記入すること。
- 3の諸経費の分担方法は、事務所使用料（家賃）・光熱費等の分担方法を記入すること。